

十二 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改 正 案			現 行
（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法第八百五十条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という	特定目的会社	

	第八百四十九条 第一項		第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か
。)	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。	株式会社等
	特定目的会社	発起人、設立時取締役又は 設立時監査役の責任を追及 する訴え	特定目的会社

第八百五十二條	から第三項まで	第八百五十條第四項
株式会社等	第五十五條、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。） ）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	資産流動化法第二十五條第二項において準用する第五十五條
特定目的会社		

第一項及び第二項		
第八百五十二條第三項	第八百四十九條第一項	資産流動化法第二十五條第百四十九條第一項
第八百五十三條第一項	株式会社等	特定目的会社

（不正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求める訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第十三条 法第三十六條第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二條第一項の規定による支払を求める訴え、法第三十六條第五項において準用する会社法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え、法第三十六條第五項において準用する会社法第二百十三條の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び法第三十六條第五項において準用する会社法第二百十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（不正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求める訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第十三条 法第三十六條第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二條第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六條第五項において準用する会社法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて同法第八百五十條第四項を準用する場合においては、同項中「第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「資産流動化法第九十四條第四項」と読み替

えるものとする。

読み替える会社 法の規定	第八百四十八条	第八百四十九条 第一項	
読み替えられる字句	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となった事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終
読み替える字句	特定目的会社	特定目的会社	責任追及等の訴え

	第百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八 百五十条第一項か ら第三項まで	第百五十条第 四項
完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。	株式会社等	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 三条第三項、第二百 十條第五項、第二百 十三條の二第二項、 第二百八十六條の二 第二項、第四百二十 四條（第四百八十六 條第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二條 第三項（同項ただし
	特定目的会社	資産流動化法第三十六條第 五項において準用する第二 百十三條の二第二項及び資 産流動化法第九十四條第四 項

第八百五十二条 第一項及び第二 項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第三十六条第 十項において準用する第八 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

（特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の
読替え）

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併

（特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の
読替え）

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十一条第一項	同項各号	前条第二項各号
第百八十二条第一項	株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）	特定出資
第百八十二条の二第二項	同項各号	資産流動化法第三十八条において準用する第百八十条第二項第一号及び第二号

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十一条第一項	株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主。次条において同じ。）	特定社員
第百八十二条（新設）	株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式。以下この条において同じ。）	特定出資
（新設）	（新設）	（新設）

第百八十二条の 二第一項第一号	第百八十二条の 第百三十三号	第百八十二条の 四第七項	第百八十二条の 六第一項	第二百三十四条 第二項
第三百十九条第一項	第百三十三号	発行済株式（種類株 式発行会社にあつて は、第百八十条第二 項第三号の種類の発 行済株式）	発行済株式（種類株 式発行会社にあつて は、第百八十条第二 項第三号の種類の発 行済株式）	市場価格のある同項 の株式については市 場価格として法務省 令で定める方法によ り算定される額をも って、市場価格のな い同項の株式につ いては
資産流動化法第六十三条第 一項	資産流動化法第三十条第二 項において準用する第百三 十三条	特定出資	特定出資	同項の特定出資については

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	第二百三十四条 第二項
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	市場価格のある同項 の株式については市 場価格として法務省 令で定める方法によ り算定される額をも って、市場価格のな い同項の株式につ いては
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	同項の特定出資については

（不正な払込金額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十五条の二 法第四十二条第八項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条 第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げ	責任追及等の訴え

（新設）

第八百五十二条 第三項	第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二 項	
第八百四十九条第一 項	株式会社等	る行為の効力が生じ た時までにその原因 となった事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。
資産流動化法第四十二条第 八項において準用する第八 百四十九条第一項	特定目的会社	

第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社
----------------	-------	--------

(特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する会社法の規定の読替え)

第十五条の三 法第四十五条第四項の規定において特定目的会社の優先出資の質入れについて会社法第百五十四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十四条第一項	第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）
第百五十四条第二項第一号	第百五十一条第一項で、第八号、第九号又は第十四号	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項第四号、第五十一号又は第十四号

(新設)

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の
読替え)

第十六条 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資
の併合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十二条の 二第一項	同項各号	資産流動化法第五十条第一 項において準用する第百八 十条第二項第一号から第三 号まで
第百八十二条の 四第五項	第二百二十三条の規 定による請求	非訟事件手続法第百十四条 に規定する公示催告の申立 て
第百八十二条の	第百三十三条	資産流動化法第四十五条第

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の
読替え)

第十六条 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資
の併合について会社法第百八十条第二項(第三号に係る部分に限る
。)の規定を準用する場合においては、同号中「種類株式発行业社
」とあるのは、「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社
」と読み替えるものとする。

四第七項	三項において準用する第百三十三条
------	------------------

(特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第三項及び第四項	第一項	資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十七条第五項	第一項及び	資産流動化法第九十七条第一項及び
	第一項の	同条第一項の
第八百四十八条	株式会社又は株式交	特定目的会社

(特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第三項及び第四項	第一項	資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十七条第五項	第一項及び	資産流動化法第九十七条第一項及び
	第一項の	同条第一項の
(新設)	(新設)	(新設)

第八百四十九条 第四項及び第五	第一項	
株式会社等	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）
特定目的会社	特定目的会社 資産流動化法第九十七条第一項に規定する責任追及の訴え	
第八百四十九条 第四項	（新設）	
公告し、又は株主	（新設）	（新設）
特定社員に通知し、かつ、第二種特定目的会社にあつ	（新設）	（新設）

項並びに第八百五十条第一項から第三項まで		第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百一十条第五項、第二百一十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	資産流動化法第九十四条第四項及び第二百一十条第五項
</			

第八百五十二条 第一項及び第二 項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第九十七条第 二項において準用する第八 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)
第三十一条 (削る)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)
第三十一条 法第百十九条第一項の規定において法第百十七条の規定
による取締役の責任について会社法第四百六十二条第二項及び第三
項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え
は、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十二条	前項	資産流動化法第百十七条

法第百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について
 会社法第百六十三条第一項の規定を準用する場合においては、同
 項中「金銭等」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額」と
 読み替えるものとする。

第二項			第四百六十二条 第三項		
同項各号		同項の	第一項		同項各号
同条各号		同条の	資産流動化法第百十七条		同条各号
同条各号		同条の	同条各号		同条各号
総社員		総株主			

読み替える会社 法の規定			第四百六十三条 第一項		
読み替えられる字句		読み替える会社 法の規定	前条第一項に		金銭等
読み替える字句			資産流動化法第百十七条に		配当金の額又は分配金の額

2 | 法第百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について
 会社法第百六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2|

法第百十九条第一項の規定において法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任、法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第百五十三条第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十四条第一項	第百十六条第一項又は第百八十二条の四	資産流動化法第三十八条において準用する第百八十二

3|

法第百十九条第一項の規定において法第百五十三条の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百六十三条第二項			
	同項	前条第一項	同項各号
	同条	資産流動化法第百十七条	同条各号

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十四条第一項	第百十六条第一項	資産流動化法第百五十三条

3 法第百十九條第一項の規定において法第百十八條の規定による特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十五條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「総株主」とあるのは、「総社員」と読み替えるものとする。

4 法第百十九條第二項の規定において法第百十七條の規定による同

4 法第百十九條第一項の規定において法第百十八條の規定による特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十五條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「総株主」とあるのは、「総社員」と読み替えるものとする。

5 法第百十九條第二項の規定において法第百十七條の規定による同

条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法
 第百十八条の規定及び法第百十九条第一項の規定において準用する
 会社法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を
 追及する訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規
 定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四十八条	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	特定目的会社

条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法
 第百十八条の規定及び法第百十九条第一項の規定において準用する
 会社法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を
 追及する訴えについて同法第百五十条第四項の規定を準用する場
 合においては、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二
 十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、
 第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超え
 ない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条
 第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第
 百十九条第一項において準用する第四百六十二条第三項（資産流動
 化法第百十四条第一項又は第百十五条第三項に規定する額を超えな
 い部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第
 二項及び第四百六十五条第二項」と読み替えるものとする。

第八百四十九条 第一項	
第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで	株式会社等 責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあって は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあっては特定責任 追及の訴えに限る。
特定目的会社	特定目的会社 責任追及等の訴え

第百五十二條 第一項及び第二項	第百五十條第 四項
株式会社等	第五十五條、第二百二 條の二第二項、第二百 三條第三項、第二百 十條第五項、第二百 十三條の二第二項、 第二百八十六條の二 第二項、第四百二十 四條（第四百八十六 條第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二條 第三項（同項ただし 書に規定する分配可 能額を超えない部分 について負う義務に 係る部分に限る。） 、第四百六十四條第 二項及び第四百六十 五條第二項
特定目的会社	資産流動化法第百十九條第 一項において準用する第四 百六十二條第三項（資産流 動化法第百十四條第一項又 は第百十五條第三項に規定 する額を超えない部分につ いて負う義務に係る部分に 限る。）、第四百六十四條 第二項及び第四百六十五條 第二項

第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第百十九条第 二項において準用する第 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

（利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第三十二条 法第百二十条第六項において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条 第五項	同項ただし書	第一項ただし書

（利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第三十二条 法第百二十条第六項において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法第八百五十二条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第八百四十九条第一項」とあるのは、「資産流動化法第百二十条第六項において準用する第八百四十九条第一項」と読み替えるものとする。

第八百四十八条	第八百四十九条 第一項
株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	株式会社等 責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）
特定目的会社	特定目的会社 資産流動化法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴え

第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二 項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第二百二十条第 六項において準用する第八 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者につ
いて会社法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合において
は、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」
とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第
七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条

（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者につ
いて会社法第八百六十八条第三項の規定を準用する場合において
は、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」
とあるのは「第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項
、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並び

第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百三十七条第二項において準用する資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百八条	前条	資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条
第七百四十条第、第六百二十七条、の規定		

に第七百四十一条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百三十七条第二項において準用する資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百八条	前条	資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条
第七百四十条第、第六百二十七条、の規定		

一 項	
第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十条（第八百十条第三項第二項において準用する場合を含む。）の規定	第七百四十条第三項 第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七
	資産流動化法第百十一条第二項
一 項	
第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十条（第八百十条第三項第二項において準用する場合を含む。）の規定	第七百四十条第三項 第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七
	資産流動化法第百十一条第二項

第四百四十九条第二 同項	百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百八十九条（第八百八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
-----------------	--

第四百四十九条第二 同項	百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百八十九条（第八百八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
-----------------	--

項、第六百二十七条 第二項、第六百三十五 条第二項、第六百 七十条第二項、第七 百七十九条第二項及 び第七百九十九条第 二項	と、第七百八十九条 第二項及び第八百十 条第二項中「知れて いる債権者（同項の 規定により異議を述 べることができるも のに限る。）」とあ るのは「知れている 債権者（同項の規定 により異議を述べる ことができるものに 限り、社債管理者が ある場合にあっては 当該社債管理者を含 む。）」とする
---	--

項、第六百二十七条 第二項、第六百三十 五条第二項、第六百 七十条第二項、第七 百七十九条第二項及 び第七百九十九条第 二項	と、第七百八十九条 第二項及び第八百十 条第二項中「知れて いる債権者（同項の 規定により異議を述 べることができるも のに限る。）」とあ るのは「知れている 債権者（同項の規定 により異議を述べる ことができるものに 限り、社債管理者が ある場合にあっては 当該社債管理者を含 む。）」とする
---	--

読み替える会社 法の規定	第二百十條	第二百十二條第 一項	第二百十二條第 一項第一号		第九百十五條第 三項
読み替えられる字句	発行又は自己株式の 処分	募集株式の引受人	募集株式を	当該募集株式	第一項の規定にか わらず
読み替える字句	発行	募集転換特定社債（資産流 動化法第二百一十一條第一項 の募集に依じて転換特定社 債の引受けの申込みをした 者に対して割り当てる転換 特定社債をいう。第一号に おいて同じ。）の引受人	募集転換特定社債を	当該募集転換特定社債	資産流動化法第四十二條第 九項及び資産流動化法第百 三十四條第三項において準 用する第九百十五條第一項 の規定にかかわらず

読み替える会社 法の規定	第二百十條	第二百十二條第 一項	第二百十二條第 一項第一号		第九百十五條第 三項
読み替えられる字句	発行又は自己株式の 処分	募集株式の引受人	募集株式を	当該募集株式	第一項の規定にか わらず
読み替える字句	発行	募集転換特定社債（資産流 動化法第二百一十一條第一項 の募集に依じて転換特定社 債の引受けの申込みをした 者に対して割り当てる転換 特定社債をいう。第一号に おいて同じ。）の引受人	募集転換特定社債を	当該募集転換特定社債	資産流動化法第四十二條第 九項及び資産流動化法第百 三十四條第三項において準 用する第九百十五條第一項 の規定にかかわらず

2 | 法第百三十八条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四十八條	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第百四十九條第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じる	責任追及等の訴え

（新設）

第八百五十三条	第八百五十二条第三項	第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項	た時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。
株式会社等	第八百四十九条第一項	株式会社等	
特定目的会社	資産流動化法第百三十八条第二項において準用する第八百四十九条第一項	特定目的会社	

第一項

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十八条 法第四百七条第一項の規定において新優先出資引受権付特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十条	株式会社	特定目的会社
発行又は自己株式の処分	発行	
第二百十二条第一項	募集株式の引受人	募集新優先出資引受権付特定社債(資産流動化法第二百一条第一項の募集に應じ新優先出資引受権付特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十八条 法第四百七条第一項の規定において新優先出資引受権付特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十条	株式会社	特定目的会社
発行又は自己株式の処分	発行	
第二百十二条第一項	募集株式の引受人	募集新優先出資引受権付特定社債(資産流動化法第二百一条第一項の募集に應じ新優先出資引受権付特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新

	第二百十二条第一号	募集株式を	優先出資引受権付特定社債をいう。第一号において同じ。の引受人
第九百十五条第三項	第一項の規定にかかわらず	当該募集株式	募集新優先出資引受権付特定社債
		当該募集新優先出資引受権付特定社債	募集新優先出資引受権付特定社債を
		資産流動化法第四十二条第九項及び資産流動化法第四十四条第二項において準用する資産流動化法第三百三十四条第三項において準用する第九百十五条第一項の規定にかかわらず	

2 | 法第百四十七条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第二百十二条第一号	募集株式を	優先出資引受権付特定社債をいう。第一号において同じ。の引受人
第九百十五条第三項	第一項の規定にかかわらず	当該募集株式	募集新優先出資引受権付特定社債
		当該募集新優先出資引受権付特定社債	募集新優先出資引受権付特定社債を
		資産流動化法第四十二条第九項及び資産流動化法第四十四条第二項において準用する資産流動化法第三百三十四条第三項において準用する第九百十五条第一項の規定にかかわらず	

(新設)

読み替える会社 法の規定	第八百四十八条	第八百四十九条 第一項	
読み替えられる字句	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任
読み替える字句	特定目的会社	特定目的会社	責任追及等の訴え

第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二 条第一項及び第 二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二 条第三項	第八百四十九条第 一項	資産流動化法第百四十七 条第二項において準用する第 八百四十九条第一項
第八百五十三 条第一項	株式会社等	特定目的会社

（優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第三十九条 法第百五十三条第四項の規定において特定目的会社の優

（優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第三十九条 法第百五十三条第四項の規定において特定目的会社の優

先出資社員による優先出資買取請求について会社法第百十七条第五項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十七条第五項	株主	優先出資社員
第百十七条第七項	株式に	優先出資に

（特定目的会社の清算等について準用する法等の規定の読替え）
 第四十三条 法第百七十条第三項において清算特定目的会社の清算人について法等の規定を準用する場合における法等の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第八十四条第	資産流動化法第八十	資産流動化法第百七十条第

先出資社員による優先出資買取請求について会社法第百十七条第六項の規定を準用する場合においては、同項中「株式に」とあるのは、「優先出資に」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の清算等について準用する法等の規定の読替え）
 第四十三条 法第百七十条第三項において清算特定目的会社の清算人について法等の規定を準用する場合における法等の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第八十四条第	資産流動化法第八十	資産流動化法第百七十条第

二項	四条第一項第二号	三項において準用する資産流動化法第八十四条第一項第二号
会社法第三百五十四條	代表取締役	代表清算人
会社法第四百八十五條	第四百七十八條第二項から第四項まで	資産流動化法第六十七條第三項から第六項まで

2 法第七十四條第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第九十七條第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第三項及び第四項	第一項	資産流動化法第七十四條第三項において準用する資産流動化法第九十七條第一項

二項	四条第一項第二号	三項において準用する資産流動化法第八十四条第一項第二号
会社法第三百五十四條	代表取締役	代表清算人
会社法第四百八十五條	第四百七十八條第二項から第四項まで	資産流動化法第六十七條第三項から第六項まで

2 法第七十四條第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第九十七條第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第三項から第五項まで	第一項	資産流動化法第七十四條第三項において準用する資産流動化法第九十七條第一項

第八百四十七条 第五項	第一項及び	資産流動化法第百七十四条 第三項において準用する資 産流動化法第九十七条第一 項及び	同条第一項の	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係
第八百四十八条	第一項の	清算特定目的会社	同条第一項の	清算特定目的会社	株式会社等	清算特定目的会社における 清算人の責任を追及する訴 え
第八百四十九条 第一項						

(新設)		(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)		(新設)	

	第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで	第八百五十条第 四項
るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあっては特定責任 追及の訴えに限る。	株式会社等	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 二条第三項、第二百 二条第五項、第二百 二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六 条第四項において準 用する場合を含む。 ）、第四百六十二条
	清算特定目的会社	資産流動化法第七十二 条の二第二項、第百 二条第四項において準用する資 産流動化法第九十四 条第四項
	第八百四十九条 第四項	第八百五十条第 四項
	公告し、又は株主	第五十五条、第二百 二条第五項、第四百 二十四条（第四百八 十六条第四項におい て準用する場合を含 む。）、第四百六十 二条第三項（同項た だし書に規定する分 配可能額を超えない 部分について負う義 務に係る部分に限る
	特定社員に通知し、かつ、 第二種特定目的会社にあつ ては、その旨を公告し、又 は優先出資社員	資産流動化法第七十二 条の二第四項において準用する資 産流動化法第九十四 条第四項

3 法第百七十七条第三項の規定において同条第一項の貸借対照表及	第 八百五十二 条 第 三 項	第 八百五十二 条 第 三 項	第 八百五十二 条 第 一 項 及 び 第 二 項	
	株 式 会 社 等	第 八百四十九 条 第 一 項	株 式 会 社 等	第 三 項 （ 同 項 た だ し 書 に 規 定 す る 分 配 可 能 額 を 超 え な い 部 分 に つ い て 負 う 義 務 に 係 る 部 分 に 限 る。 ） 、 第 四 百 六 十 四 条 第 二 項 及 び 第 四 百 六 十 五 条 第 二 項
	清 算 特 定 目 的 会 社	資 産 流 動 化 法 第 百 七 十 四 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 資 産 流 動 化 法 第 九 十 七 条 第 二 項 に お い て 準 用 す る 第 八 百 四 十 九 条 第 一 項	清 算 特 定 目 的 会 社	

3 法第百七十七条第三項の規定において同条第一項の貸借対照表及	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	。）、第四百六十四 条第二項及び第四百 六十五条第二項
	(新設)	(新設)	(新設)	

び事務報告並びにこれらの附属明細書について会社法第四百九十六条第一項及び第二項並びに第四百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十六条第一項	第四百九十四条第一項	資産流動化法第一百七十七条第一項
	第三百十九条第一項	資産流動化法第六十三条第一項
第四百九十六条第二項	株主	社員
第四百九十八条	第四百九十四条第一項	資産流動化法第一百七十七条第一項

4 法第四百七十八条第四項の規定において清算特定目的会社について会社法第五百五条及び第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

び事務報告並びにこれらの附属明細書について会社法第四百九十六条第一項及び第二項並びに第四百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十六条第一項	第四百九十四条第一項	資産流動化法第一百七十七条第一項
	第三百十九条第一項	資産流動化法第六十三条第一項
第四百九十六条第二項	株主	社員
第四百九十八条	第四百九十四条第一項	資産流動化法第一百七十七条第一項

4 法第四百七十八条第四項の規定において清算特定目的会社について会社法第五百五条及び第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五百六条			第五百五条第二項及び第三項	第五百五条第一項第二号		第五百五条第一項		読み替える会社法の規定
株主	満たない数	の数	株主	株主	数	清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）	株主は	読み替えられる字句
社員	満たない口数	の口数	社員	社員	口数		社員は	読み替える字句

第五百六条			第五百五条第二項及び第三項	第五百五条第一項第二号		第五百五条第一項		読み替える会社法の規定
株主	満たない数	の数	株主	株主	数	清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）	株主は	読み替えられる字句
社員	満たない口数	の口数	社員	社員	口数		社員は	読み替える字句

5 法第七百七十九条第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号	資産流動化法第六十四条各号
第五百二条及び第五百三条第三項	株主	社員
第九百二十八条第一項	第四百七十八条第二項第一号	資産流動化法第六十七条第一項第一号

（権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え）
 第五十五条 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第八條及び第九十一條（第五項

5 法第七百七十九条第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十九条第一項	第四百七十五条各号	資産流動化法第六十四条各号
第五百二条及び第五百三条第三項	株主	社員
第九百二十八条第一項	第四百七十八条第二項第一号	資産流動化法第六十七条第一項第一号

（権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え）
 第五十五条 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第八條及び第九十一條（第五項

を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

					第百八条第三号	読み替える信託法の規定
第百九十一条第一項	受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告	受益権原簿	当該受益者	通知又は催告を	受益者が	読み替えられる字句
	受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項又は第三項の規定により発する通知	権利者名簿	当該権利者	通知を	受益証券の権利者が	読み替える字句
				当該受託者	当該受託信託会社等	

を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

					第百八条第三号	読み替える信託法の規定
第百九十一条第一項	受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告	受益権原簿	当該受益者	通知又は催告を	受益者が	読み替えられる字句
	受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項又は第三項の規定により発する通知	権利者名簿	当該権利者	通知を	受益証券の権利者が	読み替える字句
				当該受託者	当該受託信託会社等	

2 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合	第百九十一条第 二項			第百九十一条第 三項						
	通知又は催告			受益証券発行信託の 受益権						
	通知			受益証券発行信託の 受益証券						
2 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合	第百九十一条第 四項			第百九十一条第 三項						
	通知又は催告			受益証券発行信託の 受益権						
	通知			受益証券発行信託の 受益証券						

2 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合	第百九十一条第 二項			第百九十一条第 三項						
	通知又は催告			受益証券発行信託の 受益権						
	通知			受益証券発行信託の 受益証券						
2 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合	第百九十一条第 四項			第百九十一条第 三項						
	通知又は催告			受益証券発行信託の 受益権						
	通知			受益証券発行信託の 受益証券						

合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十八条第一項	社債を	特定目的信託の受益権を
	社債権者は	受益証券の権利者は
第七百十八条第三項	社債権者は	受益証券の権利者は

3 | 法第二百四十二条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十八条第三項の規定による権利者集会の招集について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する第七百十八条第三項」と、「裁判の申立て

合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十八条第一項	社債を	特定目的信託の受益権を
	社債権者は	受益証券の権利者は
第七百十八条第三項	社債権者は	受益証券の権利者は

（新設）

「とあるのは「権利者集会の招集」と読み替えるものとする。」

（権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法 の 規 定	読み替えられる信託 法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百十四條第一 項及び第三項	受益者	受益証券の権利者	
第百十四條第四 項	受益者	受益証券の権利者	
	第百九條第二項	資産流動化法第二百四十二 条第三項	
第百十七條第一 項	受益者は	受益証券の権利者は	

（権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法 の 規 定	読み替えられる信託 法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百十四條第一 項及び第三項	受益者	受益証券の権利者	
第百十四條第四 項	受益者	受益証券の権利者	
	第百九條第二項	資産流動化法第二百四十二 条第三項	
第百十七條第一 項	受益者は	受益証券の権利者は	

第百十七條第二項		第百十八條第二項	
受益者	受益権	受託者	その出席
受益証券の権利者	特定目的信託の受益権	受託信託会社等	代表者又は代理人の出席

2 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第三百十四條		第七百三十一條第二項	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	株主から	本店
読み替える字句	読み替える字句	受益証券の権利者から	本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等
		株主の	
		受益証券の権利者の	

第百十七條第二項		第百十八條第二項	
受益者	受益権	受託者	その出席
受益証券の権利者	特定目的信託の受益権	受託信託会社等	代表者又は代理人の出席

2 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第三百十四條		第七百三十一條第二項	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	株主から	本店
読み替える字句	読み替える字句	受益証券の権利者から	本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等
		株主の	
		受益証券の権利者の	

第七百三十四条 第二項		第七百三十三条 第四号	
社債権者に	当該種類の社債	社債権者	
受益証券の権利者に	特定目的信託の受益権	受益証券の権利者	に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であると きは、主たる事務所）

3 法第二百四十九条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五十四条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判」とあるのは、「資産流動化法第二百四十九条第一項において準用する第七百三十二条の決議の認可」と読み替えるものとする。

（新設）

		第七百三十三号	
第七百三十四号	第二項	社債権者に	社債権者
		当該種類の社債	社債権者
		特定目的信託の受益権	受益証券の権利者
		受益証券の権利者に	受益証券の権利者
			に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）

第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	第三百八十五条 第二項	前項		もって同項の		読み替える会社 読み替えられる字句
	第七百七条	社債権者と 社債権者の 社債権者集会	社債権者の 社債権者集会	社債権者 社債権者	受益証券の権利者 権利者集会 受益証券の権利者	読み替える字句
	第七百八条	社債権者			受益証券の権利者	読み替える字句

第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	第三百八十五条 第二項	前項	もって同項の	社債権者と 社債権者の 社債権者集会	第七百七条	読み替える会社 法の規定
読み替える字句	資産流動化法第二百五十九 条第一項において準用する 信託法（平成十八年法律第 百八号）第四十四条	もって	もって	受益証券の権利者と 受益証券の権利者の 権利者集会	第七百八条	読み替える字句

第七百十條第一 項		社債権者集会	権利者集会
	社債権者に	受益証券の権利者に	

2 法第二百五十九條第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八條の規定を準用する場合には、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

3 法第二百五十九條第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百七條の特別代理人の選任について同法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百五十九條第一項において準用する第七百七條の特別代理人の選任」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三條 法第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百十條第一 項		社債権者集会	権利者集会
	社債権者に	受益証券の権利者に	

2 法第二百五十九條第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八條の規定を準用する場合には、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三條 法第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
			項 第四十四条第一項	項 第四十四条第二項	項 第八十五条第四項	読み替える信託法の規定
			受託者	受益者に 当該受益者	受託者	読み替えられる字句
			受託信託会社等	受益証券の権利者に 特定信託管理者	受託信託会社等	読み替える字句

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
			項 第四十四条第一項	項 第四十四条第二項	項 第八十五条第四項	読み替える信託法の規定
			受託者	受益者に 当該受益者	受託者	読み替えられる字句
			受託信託会社等	受益証券の権利者に 特定信託管理者	受託信託会社等	読み替える字句

第七百八十五条 第二項	第七百四十条		第七百七条			第七百四十条		第七百四十条		第七百一十一条第 二項
前項	同項の取締役		社債権者 社債権者 社債権者 社債権者 社債権者			社債の 社債権者		同項の取締役		第七百一十一条第 二項
資産流動化法第二百六十条 第五項において準用する信 託法（平成十八年法律第百 八号）第四十四条	同条の受託信託会社等		権利者集会 社債権者集会 社債権者集会 社債権者集会 社債権者集会			受益証券の権利者 特定目的信託の受益権の 受益証券の権利者		同条の受託信託会社等		権利者集会

第七百八十五条 第二項	第七百四十条		第七百七条			第七百四十条		第七百四十条		第七百一十一条第 二項
前項	同項の取締役		社債権者 社債権者 社債権者 社債権者 社債権者			社債の 社債権者		同項の取締役		第七百一十一条第 二項
資産流動化法第二百六十条 第五項において準用する信 託法（平成十八年法律第百 八号）第四十四条	同条の受託信託会社等		権利者集会 社債権者集会 社債権者集会 社債権者集会 社債権者集会			受益証券の権利者 特定目的信託の受益権の 受益証券の権利者		同条の受託信託会社等		権利者集会

一 項前段及び第七百十三条		一 項前段及び第七百十三条	
3 法第二百六十条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十三条の特定信託管理者の解任について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百七条の特別代理人の選任、同項において準用する第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任及び資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百十三条の特定信託管理者の解任」と読み替えるものとする。			
(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え) 第六十七条 法第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える信託	読み替えられる字句	読み替える字句	
(新設) (反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え) 第六十七条 法第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える信託	読み替えられる字句	読み替える字句	

法の規定		第百四条第一項 及び第二項			第百四条第七項	第百四条第八項	第百四条第九項	第百四条第十項	
	受益権の	受託者	受益者	受益者	受益者	受託者	受託者	受益権	受託者
	特定目的信託の受益権の	受託信託会社等	受益証券の権利者	受益証券の権利者	受益証券の権利者	受託信託会社等	受託信託会社等	特定目的信託の受益権	受託信託会社等

法の規定		第百四条第一項 及び第二項			第百四条第七項	第百四条第八項	第百四条第九項	第百四条第十項	
	受益権の	受託者	受益者	受益者	受益者	受託者	受託者	受益証券（第百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。）	受託信託会社等は、受益証券
	特定目的信託の受益権の	受託信託会社等	受益証券の権利者	受益証券の権利者	受益証券の権利者	受託信託会社等	受託信託会社等	特定目的信託の受益権の	受託信託会社等は、受益証券

項 第百四条第十二	項 第百四条第十一		受益権の	受益権に	受益権に	受益証券（第百八十五 条第一項に規定する 受益証券をいう。 以下この章において 同じ。）	特定目的信託の受益権の
受託者		受託信託会社等		特定目的信託の受益権の	特定目的信託の受益権に	受託信託会社等は、受益証 券	特定目的信託の受益権の

項 第百四条第十二	項 第百四条第十一	項 前条第一項又は第二 条第一項	当該重要な信託の変 更等	信託行為	受託者	受益権の	受益権に
資産流動化法第二百七十一 条第一項			定目的信託契約の変更	特定目的信託契約	受託信託会社等	特定目的信託の受益権の	特定目的信託の受益権に

第百四条第十三項									
当該重要な信託の変	信託行為	受益権	受託者	前条第一項又は第二項	当該重要な信託の変 更等				信託行為
資産流動化法第二百六十九	特定目的信託契約	特定目的信託の受益権	受託信託会社等	資産流動化法第二百七十一 条第一項	資産流動化法第二百六十九 条第一項（第一号の場合に 限る。）の規定により資産 信託流動化計画に記載し、 又は記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更				特定目的信託契約
(新設)									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	当該重要な信託の変 更等				受託者
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	資産流動化法第二百六十九 条第一項（第一号の場合に 限る。）の規定により資産 信託流動化計画に記載し、 又は記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更				受託信託会社等

第二百六十二条 第二項			
「住所地」 本店（受託信託会社等が金	受託者が二人以上ある場合における前項	この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地	更等
	「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金		条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更

第二百六十二条 第二項			
「住所地」 本店（受託信託会社等が金	受託者が二人以上ある場合における前項	この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地	
	「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金		

第二百六十二条 第三項			
前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務	いずれかの住所地
前受託信託会社等の本店（	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	融機関の信託業務の兼営等 に関する法律施行令（平成 五年政令第三十一号）第二 条第三号から第十五号まで に掲げる金融機関であると きは、主たる事務所）の所 在地
			特定目的信託の受益権を発 行したいずれかの受託信託 会社等の本店（受託信託会 社等が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律施行 令第二条第三号から第十五 号までに掲げる金融機関で あるときは、主たる事務所 ）の所在地

第二百六十二条 第三項			
前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務	いずれかの住所地
前受託信託会社等の本店（	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	融機関の信託業務の兼営等 に関する法律施行令（平成 五年政令第三十一号）第二 条第三号から第十五号まで に掲げる金融機関であると きは、主たる事務所）の所 在地
			特定目的信託の受益権を発 行したいずれかの受託信託 会社等の本店（受託信託会 社等が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律施行 令第二条第三号から第十五 号までに掲げる金融機関で あるときは、主たる事務所 ）の所在地

第二百六十二条 第四項					
受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	受託者が二人以上ある場合における前項	受託者の任務	前受託者が二人以上ある場合における同項	「住所地	受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
	受託信託会社等が二以上ある場合における前項	受託信託会社等の任務	前受託信託会社等が二以上ある場合における同項		

第二百六十二条 第四項					
受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	受託者が二人以上ある場合における前項	受託者の任務	前受託者が二人以上ある場合における同項	「住所地	受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
	受託信託会社等が二以上ある場合における前項	受託信託会社等の任務	前受託信託会社等が二以上ある場合における同項		

	いずれかの住所地
いずれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条第3号から第15号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	

	いずれかの住所地
いずれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条第3号から第15号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	